

徳島県食料産業・6次産業化交付金交付要綱

(通則)

第1 知事は、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、市町村及び農林漁業者等の組織する団体等に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付金 県が県以外の者に対して交付する交付金をいう。
- (2) 交付金事業 交付金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 交付金事業者 交付金事業を行う者をいう。

(交付の対象及び交付率（額）と流用の禁止)

第3 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率（額）は、別表に定めるところによる。

2 交付金事業者は、別表の区分欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 交付金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）に知事が定める書類を添えて、知事に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 知事は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をするものとする。

(決定をしないことがある場合)

第6 前条の規定にかかわらず、知事は、交付金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定をしないことがある。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 知事は、交付金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ警察本部長に照会することがある。

(交付金の交付の条件)

第7 知事は、交付金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 交付金事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

(2) 交付金事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

(4) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けるべきこと。

(5) 交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が交付申請書に具体的に記載されている場合は、本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

2 前項の知事の定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8 知事は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9 交付金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10 交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、交付金事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 第8の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 交付金事業者は、第7の1の(1)から(3)までの規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、第7の1の(4)の規定に基づき、知事の指示を求める場合には、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12 交付金事業者は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、交付金遂行状況報告書(別記様式第3号)を作成し、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に定めるもののほか、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に交付金事業の遂行状況に関し、報告を求めるものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第13 知事は、交付金事業者が提出する報告等により、その者の交付金事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該交付金事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、交付金事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該交付金事業の遂行の一部停止を命ずることがある。

(実績報告)

第14 交付金事業者は、交付金事業が完了したとき（交付金事業の廃止の承認を受けた時を含む。）は実績報告書（別記様式第4号）に知事の定める書類を添えて、交付金事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、知事に報告しなければならない。

2 第4の2のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、額の確定の通知を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けた場合はこれを返還しなければならない。また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第16 前条の規定による通知を受けた交付金事業者は、交付金の請求書（別記様式第6号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の交付金請求書を受理した後に、交付金を支払うものとする。

(概算払請求)

第17 知事は、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付金事業者に対し、交付金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 交付金事業者は、前項の規定による交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18 知事は、第14の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に命ずることがある。

2 第14の規定は、前項の規定による命令に従って行う交付金事業について準用する。

(決定の取消し)

第19 知事は、交付金事業者が、交付金の他の用途への使用をし、その他交付金事業に関して交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は第6の1の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第8の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第20 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付金事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21 交付金事業者は、前条の1の規定による交付金の交付の決定の取消しに関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付金事業者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

4 交付金事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(理由の提示)

第22 知事は、交付金の交付の決定の取消し、交付金事業の遂行若しくは一時停止の命令又は交付金事業の是正のための措置の命令をするときは、当該交付金事業者に対してその理由を示さなければならない。

(書類の保管等)

第23 交付金事業者は、市町村の場合にあっては、当該交付金事業に係る交付金と当該交付金事業に係る当該市町村の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書(別記様式第8号)を作成保管し、市町村以外の者にあっては、当該交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 交付金事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金事業完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間整備保管しなければならない。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で第24に定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記様式第9号)及びその他関係書類を処分制限期間が満了するまでの間、整備保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている当該財産の耐用年

数を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 一品当たりの取得価格が50万円以上の機械及び重要な器具
 - (3) その他知事が交付金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければいけない。
 - 3 交付金事業者は、第1項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事の承認を受けて取得財産を処分等するときは、交付金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(契約をする場合の条件)

- 第25 交付金事業者は、市町村以外の者の場合にあつては、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、書面により指名停止等を受けていない旨の申立書（別記様式第10号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(その他の事項)

- 第26 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行に伴い、徳島県6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成29年4月24日付け29輪第30号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の交付要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。